

第21期 第5回福岡県内水面漁場管理委員会議事録

1. 日 時 令和4年1月27日(木) 13時53分～15時18分

2. 場 所 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3. 出席者

福岡県内水面漁場管理委員会委員 9名

4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局水産振興課 3名

水産海洋技術センター内水面研究所 1名

福岡県農林水産部水産局漁業管理課 3名

福岡県内水面漁業協同組合連合会 1名

5. 議題及び議決内容

(1) えつ流刺し網による採捕許可について(協議)

(説明)

資料1に沿って県水産振興課から説明があり、協議の結果、原案のとおり承認された。

(主な質疑や意見)

① 委員：当該許可について毎年協議する理由は。

県：漁場が福岡県と佐賀県の県境に位置していることから、トラブルがないように、毎年、福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会で両県のルール等を確認し合ってから、許可することとしている。

(2) 室見川の採捕禁止区域設定に係る委員会指示について(協議)

(説明)

資料2に沿って県漁業管理課から説明があり、協議の結果、原案のとおり委員会指示を発出することが議決された。

(主な質疑や意見)

① 委員：問題等起きていないか。

県：特に問題点はない。一般の方への周知も進んでいる。

② 委員：禁止区域の「室見橋橋幅の中央線」という文言は分かりにくいのではないか。

委員：今回の指示はこれで良いと思うが、中央線とした経緯を確認しておくことが望ましい。

(3) しろうおやなによる採捕許可について(協議)

(説明)

資料3に沿って県水産振興課から説明があり、協議の結果、許可が承認された。

(主な質疑や意見)

- ① 委員：委員会指示の禁止区域と許可の採捕区域の表記方法を揃えた方が分かり易いのではないか。
- ② 委員：取締上、採捕区域の目印等を検討した方が良い。

(4) 筑後川の採捕禁止区域設定に係る委員会指示について (協議)

(説明)

資料4に沿って県漁業管理課から説明があり、協議の結果、原案のとおり委員会指示を発出することが議決された。

(主な質疑や意見)

特になし。

(5) 外来魚対策に係る委員会告示について (協議)

(説明)

資料5に沿って県漁業管理課、水産振興課から説明があり、協議の結果、原案のとおり告示することが議決された。

(主な質疑や意見)

- ① 委員：駆除の対象がブルーギルである理由は。
県：漁業者と遊漁者の意見交換等の結果、両者で共通認識が得られた魚種がブルーギルであったため。
- ② 委員：駆除の実績はあるか。
委員：漁協で毎年実施している。

(6) 第21期第3回福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会について (報告)

(説明)

資料6に沿って県漁業管理課から報告された。

(主な質疑や意見)

特になし

(7) 区画漁業権の切替について (協議)

(説明)

資料7に沿って県水産振興課から報告された。

(主な質疑や意見)

特になし

(8) その他

特になし